

令和 2 (2020) 年後期試験対策「社会福祉」 総合演習 201 問 解答解説

1	○
2	○
3	○
4	×福祉活動専門員ではなく「福祉活動指導員」の説明です。福祉活動専門員は市区町村社会福祉協議会の職員です。福祉活動専門員は、都道府県および指定都市社会福祉協議会に置かれ、都道府県または指定都市の区域における民間社会福祉活動の推進に従事する職員である。
5	×「障害者総合支援法」ではなく「介護保険法」です。
6	×インテークとは援助過程の最初の面接です。モニタリングとは効果測定とも言い、支援が適切に実施されているか確認する段階です。
7	×ハルハウスではなくトインビーホールの説明です。ハルハウスはジェーン・アダムスがアメリカに設立したセツルメントハウスです。
8	○
9	×事業主が全額負担します。
10	○
11	○
12	×ファミリーホームを経営する事業は第二種社会福祉事業です。
13	×第 1 号被保険者が 65 歳以上の者です。また、第 2 号被保険者は 40 歳から 65 歳未満の医療保険加入者です。
14	×義務教育を受けるための「教育扶助」ではなく、高校の授業料は「生業扶助」に含まれます。
15	×社会福祉協議会は民間組織であるため、国や都道府県が設置するというものではありません。民間の社会福祉活動の推進を目的とした、営利を目的としない民間組織です。
16	○
17	×どちらも義務ではなく努力義務です。「策定するよう努めるものとする」としています。
18	○
19	×2016 (平成 28) 年に目的が改正され、第 1 条の目的に「切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であること」が明示されました。

保育士試験合格応援ブログ

20	○
21	×「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定されています。
22	○
23	○
24	×市町村が策定します。社会福祉協議会は民間組織です。
25	×「老人福祉法」です。特別養護老人ホームとは「老人福祉法」にもとづく老人福祉施設の一つです。
26	×「身体障害者福祉法」です。
27	×『ケースワークの原則』はフェリックス・P・バイステック (Felix P. が著しました。リッチモンドの主な著書は『社会診断』『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』などです。
28	○
29	×2025年です。団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどにしています。
30	○
31	×社会福祉協議会は、1951（昭和26年）年に制定された「社会福祉事業法」ですすでに法制化されています。
32	○
33	×生活扶助が最も多く、1,851,939人です。介護扶助は4番目に多く、381,383人です。生活扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、教育扶助、その他の扶助の順番になっています。
34	×社会福祉法人ではなく、「国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者」についての内容です。
35	×関連援助技術の一つです。コンサルテーションとは、異なる専門職が集まって援助について話し合うことです。
36	×「社会福祉法」第78条第1項の条文です。「提供しなければならない」ではなく「提供するように努めなければならない」です。
37	×「児童福祉法」ではなく「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定められています。
38	○
39	×婦人保護施設ではなく婦人相談所の説明です。
40	○
41	○

保育士試験合格応援ブログ

42	×2年です。
43	×「統制された情緒的関与」とは、ケースワーカーが自分の感情をコントロールすることです。クライアントの感情にのみこまれないように、ケースワーカーは自分の感情を統制していく必要があるということです。
44	×受容の原則とは、クライアントのありのままを受け入れて批判をしないことです。クライアントの態度に同調することではありません。
45	×最も多いのは戸別募金（72.3%）、次に法人募金（10.1%）です。街頭募金は1.8%です。
46	○
47	×リッチモンドです。リッチモンドは著書『ソーシャルワークとは何か』にて、ケースワークをこのように定義しています。
48	○
49	○
50	○
51	×21%です。日本は2007年に21%を超えて、超高齢社会となっています。
52	○
53	○
54	○
55	×光熱費は住宅扶助ではなく生活扶助です。日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱水費等）は生活扶助です。
56	○
57	×義務ではなく努力義務としています。『保育所保育指針』「保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。」
58	○
59	○
60	×「関与させるよう努めなければならない」ではなく正しくは「関与させなければならない（義務）」です。
61	○
62	○
63	○

保育士試験合格応援ブログ

64	×経済的虐待も含まれます。「高齢者虐待防止法」では、養介護施設従事者等による高齢者虐待の中に、「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること（＝経済的虐待）」を含めています。
65	×高齢者施設ではなく知的障害者施設です。ノーマライゼーションの理念は、知的障害者施設の改善運動から始まりました。
66	×家庭支援専門相談員ではなく、家庭相談員です。家庭支援専門相談員とは、児童福祉施設に配置され、児童の保護者等に対する支援を行う職員であり、児童相談所との密接な連携のもとに児童の早期家庭復帰や親子関係の再構築等の支援を行います。
67	×ゴールドプランを全面的に改定して1994（平成6）年に策定されたものは「新・高齢者保健福祉推進10か年戦略」（新ゴールドプラン）です。
68	×ホリスではなくパールマンです。ホリスは「状況中の人」という概念のもとに、心理社会的アプローチを提唱した人物です。
69	×第三者評価の受審と結果の公表は義務です。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第45条の3「児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」
70	○
71	×都道府県と市町村です。都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります。
72	○
73	○
74	○
75	×児童福祉司に社会福祉士が任用される場合、児童福祉事業の実務経験は不要です。また、社会福祉主事が任用される場合は2年以上の実務経験が必要です。
76	×市町村ではなく都道府県です。
77	×そのような配置規定はありません。知的障害者相談員は在宅勤務であり、電話や訪問で相談支援を行います。
78	×「児童福祉法」ではなく「売春防止法」です。
79	×「障害者総合支援法」ではなく「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に規定されています。
80	×「社会福祉法」ではなく「社会福祉士及び介護福祉士法」です。
81	×社会福祉士ではなく社会福祉主事です。

保育士試験合格応援ブログ

82	×5年ではなく3年です。
83	×都道府県知事ではなく厚生労働大臣です。
84	○
85	○
86	×児童生活支援員とは、児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者です。
87	×児童自立支援専門員とは、児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者です。
88	×福祉活動専門員ではなく福祉活動指導員の説明です。
89	×母子支援員は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」にもとづき、母子生活支援施設に配置される職員で、母子の生活支援を行います。
90	×業務独占資格ではなく名称独占資格です。業務独占資格とは資格がなければその業務にあたれないという資格です。
91	○
92	×都道府県知事ではなく厚生労働大臣です。
93	○
94	×スウェーデンではなくデンマークです。ノーマライゼーションは、1950年代にデンマークのバンクーミケルセンによって提唱された理念であり、その後スウェーデンのベクト・ニリエによって発展しました。
95	○
96	×アドボカシーではなく、アカウントビリティです。
97	×ピアカウンセリングではなくファミリーカウンセリングの説明です。ピアカウンセリングとは、同じ立場にある人同士（同じ職業や同じ障害を持つなど）によって行われるカウンセリングです。
98	○
99	×シビルミニマムではなくナショナルミニマムの説明です。
100	○
101	○
102	×間接援助技術ではなく関連援助技術です。ワーカーが医師などの専門職からコンサルテーションを受けることにより問題解決につなげていきます。

保育士試験合格応援ブログ

103	×バリアフリーデザインではなくユニバーサルデザインです。障害者や高齢者に対する安全安心への取り組みとしてバリアフリーがあり、また、すべての人に対する利用しやすいデザインとしてユニバーサルデザインがあります。
104	×ノーマライゼーションではなくソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の説明です。
105	○
106	×60歳ではなく65歳です。
107	×申請保護は生活保護の原則の一つです。
108	○
109	○
110	○
111	○
112	×都道府県知事ではなく厚生労働大臣です。
113	×日常生活自立支援事業の対象者は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であり、契約内容について判断し得る能力を有していると認められる者です。
114	×保険者は都道府県ではなく、市町村と特別区（東京23区）です。
115	○
116	○
117	×「社会福祉法」ではなく「民法」です。
118	○
119	○
120	×第2号被保険者とは40歳以上65歳未満の医療保険加入者ですね。
121	○
122	×「障害者総合支援法」ではなく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。
123	×「社会福祉法」ではなく「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に規定されています。障害者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会、社会との交流促進等を提供する施設です。

保育士試験合格応援ブログ

124	○
125	×実施主体が定める利用料を利用者が負担しますが、例外として生活保護受給世帯の利用料は無料です。
126	×日常生活自立支援事業ではなくひとり親家庭等日常生活支援事業です。
127	○
128	○
129	○
130	×共同募金の実施主体は、各都道府県に設置された社会福祉法人である共同募金会です。
131	×「障害者総合支援法」ではなく「介護保険法」です。
132	○
133	×育児休業期間中の、本人と事業主負担の社会保険料（健康保険、厚生年金）は免除されます。
134	×就業形態にかかわらず、事業主との間に雇用関係がある労働者は労災保険給付を受け取ることができます。
135	×都道府県知事ではなく厚生労働大臣の指定する教育訓練です。
136	×第3号被保険者とは、厚生年金や共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者です。
137	×以前はこのような位置づけでしたが、「雇用保険法」改正により、育児休業給付は失業等給付の「雇用継続給付」から削除され、失業等給付とは別に位置づけられることになりました。(2020.4 施行)
138	×3日ではなく4日です。3日間の待期期間を除いて、4日目から支給対象です。
139	○
140	×国が3/4、地方自治体が1/4です。
141	×保険料は市町村ごとに決定するため異なります。第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は各市町村が決定します。
142	×都道府県ではなく市町村です。
143	×12ヶ月ではなく6ヶ月です。
144	×学生は利用できません。学生は学生納付特例制度を利用します。
145	×65歳以上75歳未満で各都道府県に設置された「後期高齢者医療広域連合」が一定の障害があると認定した者も対象です。
146	○

保育士試験合格応援ブログ

147	×できません。生活保護の原則に「世帯単位の原則」があり、生活保護は世帯単位で行われます。世帯員全員がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提です。
148	○
149	○
150	○
151	×介護扶助に利用者負担はありません。
152	○
153	×「保育所保育指針」において、保育所の自己評価と結果の公表は努力義務です。 「保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。」
154	○
155	×「母子及び父子並びに寡婦福祉法」では、20歳未満の者を児童と定義しています。
156	×2014年ではなく、1994年です。また、「障害者権利条約」を日本が批准したのは2014年です。
157	×意見表明権は第12条に明記されています。
158	×「意図的な感情表出の原則」とは、クライアントが自由に感情を表現できるように、援助者がはたらきかけることです。
159	○
160	○
161	× 以前は策定が義務づけられていましたが、2015年4月からは任意（策定することができる）となりました。
162	○
163	×義務ではなく努力義務です。
164	×養育支援訪問事業は「児童福祉法」に定められており、また障害児に対する療育ということは明記されていません。
165	×もともとは通所する障害児が対象でしたが、2016年「児童福祉法」改正（2018年施行）により、入所している障害児まで支援の対象を拡大しました。

保育士試験合格応援ブログ

166	×市町村社会福祉協議会ではなく都道府県社会福祉協議会です。
167	○
168	×労働基準監督署ではなく公共職業安定所（ハローワーク）です。
169	○
170	×「障害者基本法」ではなく、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」です。
171	○
172	×応能負担ではなく応益負担です。
173	○
174	○
175	×寄附金の公正な配分のために、共同募金会に配分委員会が置かれます。国及び地方公共団体は干渉できません。
176	○
177	○
178	×「児童福祉法」ではなく、「児童の権利に関する条約」です。
179	○
180	×国際児童年は1959年に採択された「児童の権利に関する宣言」の20周年を記念して、1979年を国際児童年としました（1976年に決定）
181	○
182	○
183	○
184	×幸福追求権は第13条の規定であり、第25条は生存権の規定です。
185	×「生活保護法」ではなく「生活困窮者自立支援法」の規定です。この法律に定められた生活困窮者自立支援制度は、生活保護を受ける前段階の支援です。
186	×第一種社会福祉事業ではなく、第二種社会福祉事業です。
187	×貸しビルや駐車場の経営は公益事業ではなく収益事業です。また、公益事業とは例えば介護老人保健施設や有料老人ホームの経営などです。
188	○

保育士試験合格応援ブログ

189	○
190	×「介護保険法」ではなく、「社会福祉士及び介護福祉士法」です。
191	○
192	×5年ではなく2年です。精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年で、2年ごとに都道府県知事の認定を受けなければならないとしています。
193	×15%ではなく8.5%です。
194	×石井亮一ではなく石井十次です。
195	×ドイツは1.57です。ドイツはかつてイタリアやスペイン等と並んで合計特殊出生率が1.5を下回っており、ヨーロッパの中では低出生の国でした。しかし近時ドイツの出生率や出生数は増加傾向にあります。
196	×含まれます。
197	○
198	×5つではなく7つです。
199	×都道府県ではなく政府です。
200	○
201	×Placeは環境ではなく、援助を受ける場所（施設、機関）です。